

概要版



第2期

本宮市

子ども・子育て
支援事業計画

令和2年度～令和6年度



すべての子どもがいきいきと育つ
まちづくり



令和2年10月
本宮市



アッピー

あゆみ

まゆみちゃん

計画の概要

▲計画策定の背景と趣旨▼

わが国では、依然として出生数の減少や出生率の低下に伴い、確実に少子化が進んでいる状況となっています。また、地域においては、核家族化や地域とのつながりの希薄化等により、家庭や地域における子育て力・教育力の低下が懸念されるとともに、就労形態の変化等により、共働き家庭が増加し、保育における待機児童の増加や仕事と子育てを両立できる環境の整備等が課題となっています。

国では平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定し、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められています。

さらに、総合的な少子化対策を推進する一環として、幼児教育・保育の無償化に向け、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月から施行されました。

このような状況の中、本市においても、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「本宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する総合的な取り組みを進めてきましたが、この計画の期間満了に伴い、「第2期本宮市子ども・子育て支援事業計画」を新しく策定します。

▲計画の位置づけと期間▼

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。また、次世代育成支援対策推進法の改正により、法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されたことを受け、同法第8条で定める「市町村行動計画(次世代育成支援行動計画)」も包含し、これまでの成果を踏まえ再構築した位置づけとします。

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5カ年とします。また、計画最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。



子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、子どもが健やかに成長できる社会を目指し、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図るものです。

また、令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

1. 子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園 0～5歳
(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)
- 幼稚園 3～5歳
- 保育所 0～5歳

地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

2. 子育てのための施設等利用給付

施設等利用給付

- 幼稚園<未移行>
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等
 - 認可外保育施設
 - 一時預かり事業
 - 病児保育事業
 - 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

3. 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 一時預かり事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 延長保育事業
- 養育支援訪問事業等
- 妊産婦健康診査事業



4. 仕事と家庭の両立支援

- 企業主導型保育事業
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業



計画の理念と施策の展開

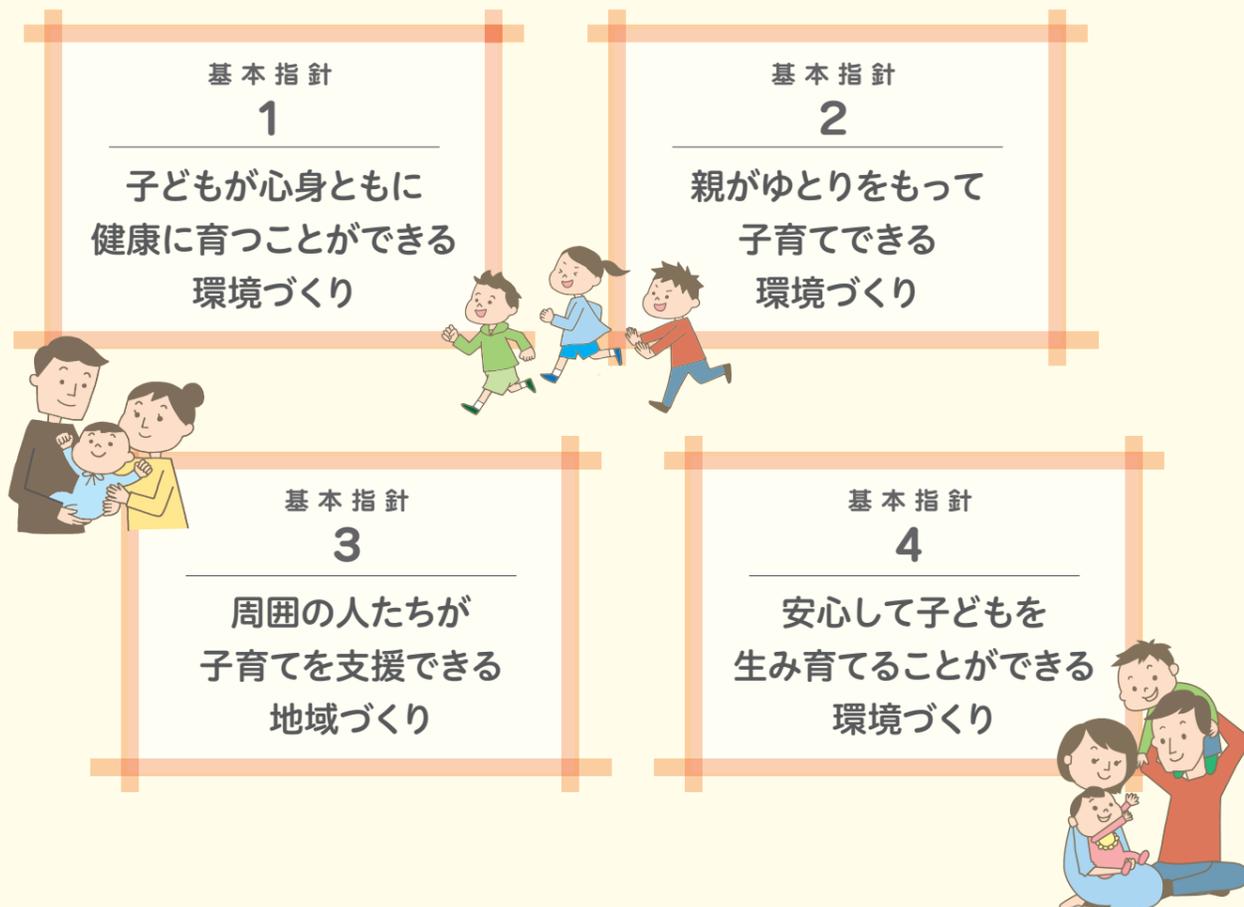
▲基本理念▼

本計画は、第1期計画の取り組みをさらに充実・発展させるため、第1期計画の基本理念を継承し、すべての子どもがいきいきと育つまちづくりを進めます。

すべての子どもがいきいきと育つまちづくり

▲基本指針▼

本計画は、基本理念の実現に向け、4つの基本指針を設け、安心して子どもを産み育てることができ、子育ての家庭の不安や負担を軽減できるまちづくりを目指します。



▲施策の展開▼

本計画は、様々な子育て支援施策がSDGs(エスディージーズ/持続可能な開発目標)の推進につながるものであると考え、本計画の基本目標をSDGs達成に向けた取り組みとして位置づけます。

基本目標1 子どもの心身の健やかな成長のための教育・保育環境の充実

本市の教育・保育ニーズに対応した適切な教育・保育の提供とともに、安全で質の高い教育・保育環境の充実に取り組みます。

- (1) 幼児期の教育・保育の提供
- (2) 幼児教育・保育環境等の充実
- (3) 学校教育環境等の充実

SDGsの視点



基本目標2 地域における子育て家庭への支援の推進

子育て家庭が求める多様なニーズに対応した、地域の子ども・子育てサービスを充実するとともに、子どもの健全育成に取り組みます。

- (1) 地域における子育て支援の推進
- (2) 放課後子ども総合プランの推進
- (3) 保育サービスの充実
- (4) 子どもの健全育成の推進

SDGsの視点



基本目標3 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行う仕組みづくり

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに成長できるよう、母子保健の充実をはじめ、食育や思春期保健の充実等に取り組みます。

- (1) 親子の健康支援
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健と次代の親の育成

SDGsの視点



基本目標4 子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりの推進

子育て家庭が安全・安心に暮らすことができ、家庭や地域で子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

- (1)子どもの安全の確保と快適な生活環境づくり
- (2)家庭・地域の子育て力の向上



基本目標5 仕事と家庭生活の両立に向けた取り組みの推進

職場や家庭での子育ての負担感を緩和できるよう、仕事と子育てをする家庭生活の両立に向けた環境づくりに取り組みます。

- (1)ワーク・ライフ・バランスの支援に向けた取り組みの推進
- (2)家庭生活における両立支援に向けた取り組みの推進



基本目標6 支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取り組みの推進

虐待の防止や保護が必要な子どもへの支援をはじめ、障がい児をもつ家庭やひとり親家庭への支援の充実に取り組みます。

- (1)児童虐待防止対策の推進
- (2)ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3)障がい等で支援が必要な子どもの自立支援の推進



計画事業の量の見込み

幼稚園における教育の量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	1号認定(3歳～5歳)	308人	323人	323人	323人	323人
	2号認定(3歳～5歳)	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	308人	323人	323人	323人	323人
提供量	1号認定(3歳～5歳)	540人	573人	573人	573人	573人
	2号認定(3歳～5歳)	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	540人	573人	573人	573人	573人

○ 令和元年度現在、幼稚園が5園あり、既存の提供量でニーズ量を確保できる見込みです。

保育所等における保育の量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	2号認定(3歳～5歳)	348人	348人	348人	348人	348人
	3号認定(1歳～2歳)	271人	271人	271人	271人	271人
	3号認定(0歳)	49人	49人	49人	49人	49人
	合計	668人	668人	668人	668人	668人
提供量	2号認定(3歳～5歳)	362人	377人	377人	377人	377人
	3号認定(1歳～2歳)	274人	295人	295人	295人	295人
	3号認定(0歳)	50人	56人	56人	56人	56人
	合計	686人	728人	728人	728人	728人

○ 令和元年度現在、公立保育所が5園と私立保育所が3園の計8園の保育所がありますが、乳児(0歳児)保育において待機児童が発生しています。今後は、現在の利用状況を把握しつつ、公立保育所・私立保育所定員の見直しを考慮し、需要を満たす方策を検討していきます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名	単位	量の見込み					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1.利用者支援事業	基本型	カ所	1	1	1	1	1
	母子保健型	カ所	1	1	1	1	1
2.延長保育事業	人/年	63	61	60	58	58	
3.放課後児童健全育成事業	人/年	430	430	430	430	430	
4.地域子育て支援拠点事業	人回/月	2,295	2,226	2,189	2,133	2,115	
5.一時預かり事業	人日/年	34,400	34,400	34,400	34,400	34,400	
6.子育て援助活動支援事業	人日/年	29	30	31	31	29	
7.乳児家庭全戸訪問事業	人/年	227	224	220	217	212	
8.妊産婦健康診査事業	人回/年	2,490	2,455	2,420	2,385	2,327	

- 見込み量に対して、概ね提供量を確保できる見通しとなっています。
- 利用者支援事業については、令和元年度現在、「基本型」1カ所と「母子保健型」1カ所の計2カ所を整備しており、今後のニーズ量に対し、現状の提供体制を維持することで、十分に確保できる見通しとなっています。
- 放課後児童健全育成事業については、預かり児童の基準が小学校6年生までに拡大されたことに伴う提供体制の整備を行うことで、今後のニーズ量に対し、提供量を確保できる見通しとなっています。
- 上記に記載されていない事業については、今後も、利用ニーズを見極めながら、実施の検討をしていきます。

▲ 計画の推進に向けて ▼

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を庁内関係各課において把握するとともに、有識者や子育て支援関係者、市民等で組織される「本宮市子ども・子育て会議」において、定期的に点検・管理を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

第2期本宮市子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行年月：令和2年10月
 発行・編集：本宮市 保健福祉部 子ども福祉課
 〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地
 電話：0243-24-5375
 ファクス：0243-34-3138

